

令和7年度

事業計画書

公益財団法人山梨県健康管理事業団

# 令和7年度 事業計画（案）

山梨県健康管理事業団は、昭和58年4月に県、市町村、医師会の3者により設立され、健康増進法等関係法令に基づく健診・検査事業、公衆衛生に関する知識の普及・啓発事業を実施し、その実施にあたっては、市町村等の顧客ニーズに応え、より効果的な運営に努めた事業展開を図っている。

事業団は、公益財団法人として当初の設立目的と存在意義を踏まえ、県民からより一層信頼される機関として、精度の高い健診・検査事業を実施するとともに、県の「健やか山梨21」計画と連携した生活習慣病やがんの予防、生活習慣の改善による健康づくりを推進し、県民の心とからだの健康保持及び健康な生活の実現に努めていく。

さらに、近年の健診資材の値上げや燃料費の高騰、賃金の上昇に伴う人件費の増加等が見込まれるため、健診料金の改定を行うとともに、これまで以上に収入の確保と支出の削減に職員一丸となり取り組んでいく。

また、急激に進む人口減少や個別健診受診の需要の増加、DX化などの社会経済状況の変化に対応し、将来にわたって人間ドックや個別健診、職域健診の充実と多様化するニーズに対応するため、胃内視鏡検査等を行うことができる施設の整備に向けて、積極的に検討を行っていく。

## I 健康診査・各種がん検診等

国では、「第4期がん対策推進基本計画」を策定し、本県においても令和6年度から「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とがんの克服を目指す」を全体目標に掲げ取り組みを進めている。

また、特定健診・特定保健指導事業も令和6年度から第4期計画がスタートした中で、事業団では、高齢者の医療の確保に関する法律(以下、高齢者医療確保法)、健康増進法等に基づく健康診査・検査・がん対策事業について、関係機関との調整を密に行い、円滑な実施や受診向上に努めていく。

また、昨年12月に現行の健康保険証の新規発行が停止となり、今後、健診会場における資格確認においてマイナンバーカードと健康保険証が一体化された「マイナ保険証」による確認が増えることが予想されるため、オンラインによる機器等を増やして対応していく。

さらに、現行の基幹システムが稼働してから15年が経過し、システムの老朽化や開発当時の設計内容と現行業務との乖離も見られることから、リプレースを行い、令和8年度からの稼働に向け、今後想定している施設健診も視野に入れつつ、業務の効率化、精度の向上やミス軽減、顧客満足度の向上のため準備を進めていく。

## 1 特定健康診査・特定保健指導等

### (1) 特定健康診査

高齢者医療確保法に基づく特定健診を市町村、全国健康保険協会、健康保険組合等、医療保険者から委託を受けて実施する。

また、対象とならない39歳以下、75歳以上の住民健康診査についても市町村から委託を受けて実施する。

#### ① 集団健診

各市町村の受診率向上の取り組みに呼応し健診日数や土日休日健診の調整、各がん検診の同時実施等「受診しやすい環境作り」に努め、受診人数の増加を図っていく。

#### ② 個別健診

事業団施設を利用した甲府市民40歳以上を対象とした個別健診については、ハガキやチラシ等によりリピーター等への受診勧奨を行い、受診人数の増加を図っていく。

### (2) 特定保健指導

特定健診を実施する市町村から委託を受け、メタボ予備群及び該当者の抽出と情報提供を行うとともに、階層化による動機付け支援と積極的支援該当者に保健指導を行っていく。

## 2 各種がん検診等

健康増進法に基づく各種がん検診については、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診等について、特定健診等とがん検診等を同時実施する総合健診方式により、市町村・事業所等から委託を受けて実施する。

厚労省や県から各自治体に対し、有効性に基づいた検診の実施を推奨していることから、受診者の増加に対しては厳しい状況が予想されるが、がん検診の意義及び必要性について、正しい理解が深まるよう普及啓発を行い受診者の確保に取り組んでいく。

### (1) 胃がん検診

バリウムによる胃部X線検査については、受診者の高齢化や内視鏡検査への実施要望等により受診者は減少傾向にある中、指針改正の影響に伴い、X線検査の減少が予測される。

血液によるペプシノゲン検査、ピロリ菌検査の実施や両検査を組み合わせた胃がんABC検診（リスク検診）については、X線検査減少の対策として、市町村等実施主体に推奨していく。

## (2) 肺がん検診

胸部X線検査と喫煙者等ハイリスクを対象とした喀痰細胞診については、総合健診で実施するとともに、胸部検診車で地域を巡回し、高齢者等の受診の利便性を図る中で、受診率向上に努める。

また、胸部X線デジタル検診車を活用し、結核検診(胸部X線検査)も含め、より精度の高い検診を提供していく。

## (3) 大腸がん検診

便潜血反応検査による大腸がん検診については、単独検診の実施等引き続き受診者の利便性に配慮した実施方法等について検討を行い受診率向上に積極的に取り組んでいく。

また、大腸がん検診は精検受診率が他のがん検診に比べ低いため、市町村等実施主体との連携や受診勧奨用のチラシを活用し、「要精検者」について必ず精密検査を受診するよう周知を図り精検受診率向上に努めていく。

## (4) 乳がん検診

マンモグラフィ検査及び乳腺超音波検査を、市町村、事業所等から委託を受け実施する。

また、「乳房を意識する生活習慣(ブレストアウェアネス)について」もリーフレットを受診票に同封して受診者等に周知していく。

## (5) その他のがん検診等

### ① 子宮がん検診

子宮頸部細胞診検査については婦人科専門クリニックと契約し事業所の希望者を対象に実施する。

### ② 前立腺がん検診

前立腺がん検診(血液PSA検査)については、主に特定健診を受託している市町村において実施する。

## (6) 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、予防するための骨粗鬆症検診を市町村等の要望に応じ実施する。

また、DXA法については新しく検診車を更新したので、超音波法からDXA法への変更を推奨していく。

## (7) 超音波検診

超音波検診は、肝臓を中心にした胆嚢、腎臓、膵臓等を検査し所見を早期に見つけ出すことを目的とし、市町村及び事業所等からの委託を受けて実施する。

### 3 各種の検診検査事業

#### (1) 事業所等の職域健診

事業所従事者、県職員、教職員等を対象に全国健康保険協会（協会けんぽ）が実施する生活習慣病予防健診及び労働安全衛生法に基づく健康診断を実施する。

また、任意の各種がん検診等についても推奨していく。

中小企業等に対しては、健診後の結果に応じて保健指導や医療機関の受診に繋がるよう周知等を行っていく。

##### ① ストレスチェック

労働安全衛生法に基づくストレスチェックについては、健診を受託している事業所等を対象に実施する。

今後、従業員50人未満の企業にも義務化が適用される方針が出ているため、閑散期における事業拡大を推進していく。

##### ② 小規模事業所の集約出張健診

小規模事業所の受診機会を確保するため、各地域の公共施設等を利用した検診車等による出張健診については、積極的な営業活動を行うとともに、対象事業所を絞り込んだ訪問やダイレクトメール等の案内を送付するなど、受診勧奨に取り組み、受託事業所の増加を図っていく。

##### ③ 職域健診受託拡大

職域健診の拡大に向け受託事業所等からの紹介を得るなど、新規獲得に対し積極的に取り組んでいく。

また、協会けんぽに加入している定期健康診断未実施事業所等に対し、受診勧奨を行っていく。

#### (2) 学校保健関係の検診検査事業

学校保健関係の検診検査事業については、少子化の影響による減少傾向が続いている。

本年度も、学校保健安全法による児童、生徒等の検診検査を県、市町村教育委員会等の委託を受けて実施する。

また、昨年甲南健康福祉協会と統合したことから、運用面等を統一し効率化を図っていく

とともにそれぞれで実施していた健診や検査を一本化して実施していく。

### ① 心臓検診

心臓検診は心疾患の早期発見のため、心臓検診調査票・心電図検査を小・中学校、高等学校等の児童、生徒を対象に実施していく。

### ② 尿検査、蟯虫卵検査

尿検査は腎疾患と若年性糖尿病の早期発見を目的に、幼児、児童、生徒等を対象に、蟯虫卵検査については、保育所・幼稚園の幼児等を対象に実施していく。

## (3) 結核検診

感染症法による結核検診(胸部X線検査)を高校生、大学生、一般住民(65歳以上)、民間企業従事者及び県職員、教職員等を対象として実施する。

特養等福祉関係施設、特別支援学校等の車椅子、寝たきり者等の結核検診については、ポータブル型撮影装置を活用し実施していく。

## II 普及啓発事業

### 1 ホームページの活用

ホームページを活用し、組織、経営理念、事業案内による検診事業全般の内容紹介など広く県民に情報発信し、事業団をPRするとともに、各種がん検診、生活習慣病予防の正しい知識の普及啓発に努めていく。

### 2 受診率向上のための広報活動

特定健診受診率 70%、がん検診受診率 60%を目標とし、受診率の一層の向上を図るため、シンポジウム、講演会の開催や、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を利用した広報活動を進めていく。

### 3 がん征圧月間及び結核・呼吸器感染症予防週間行事

9月の「がん征圧月間」並びに9月下旬の「結核・呼吸器感染症予防週間」について、関係機関の協力を得る中で、がん予防、結核予防の普及啓発とがん征圧街頭キャンペーンや結核予防街頭キャンペーン等イベントの開催及び新聞、ラジオ広告を実施するとともに、ポスター、教育広報資料等を各市町村及び関係団体に配布するなどの啓発活動を実施していく。

### 4 リレー・フォー・ライフ2025の開催

8月に日本対がん協会本部と実行委員会が主体となり、がん患者やその家族を支援し、地域全体でがんと向き合い、がん征圧を目指す活動とし、2日間夜通しリレーウォーク等を実施す

るチャリティーイベント「リレー・フォー・ライフ2025」を開催し、がんに対する関心を高めるとともに、がん征圧活動、支援活動の活性化を図っていく。

## 5 各種イベントへの参加

県が主催する、「県民の日記念行事」、「いきいき山梨ねんりんピック」等の各種イベントに積極的に参加し、医師やがん経験者(ピア・サポーター)によるがん無料相談、簡易健康チェック(血圧、骨密度測定、健康相談等)を実施するとともに、生活習慣病、がん予防などに関するパネル展示、各種パンフレットの配布等を行い、受診率向上に向け普及啓発活動を推進していく。

## 6 講演会の開催

県民の健康増進に関する知識の普及啓発を目的とした、生活習慣の改善やがん予防等、健康に関する講演会を開催する。

## 7 一次予防に関する取組

当事業団は、県の「健やか山梨21」計画が推進している健康づくりの「一団体一活動」事業の取組団体であることから、健康教育・健康づくり等、一次予防に関する実践的な事業を推進し、県民の健康の維持増進を図っていく。

# Ⅲ 調査・研修事業

## 1 調査

県民の疾病の予防・健康の保持増進及び県内における検診技術や学術水準の向上を図るため、各種健診・検査事業の実施により得られる県民の健康状況に関する豊富なデータを活用し、集計や統計・解析やがん検診受診者の精密検査受診状況の追跡等の調査を行う。

また、その結果や検診手法などに関して得られた成果を、市町村や事業所などの実施主体等に対して提供し、疾病の予防対策や県民の健康管理の基礎資料として活用を促進するほか、国をはじめとする行政、上部団体及び学会等に提供する。

## 2 研修

各種検診の多様化、高度化に対応するため、関係各機関等が実施する学会、研修会に職員を積極的に参加させ検診検査の精度向上に努める。

また、事業団では、研修体系が確立していないため、職場内研修を継続しながら階層別研修や自己啓発研修など必要な研修が実施できるよう検討していく。

## IV 諸会議の開催

### 1 理事会・評議員会

理事会・評議員会は、事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を審議し、議決、又は承認する。

### 2 経営管理会議

各種事業の進捗状況及び経営状態の現状を把握精査し、新規事業の導入や効率的な事業推進方策を検討し安定した運営に資するため、事業団の課長補佐以上の職員で構成する経営管理会議を開催する。

### 3 新施設建設推進委員会(仮称)

新たな施設の建設に向け、事業方針や事業内容、施設や設備の内容、人員体制などについて検討するため、事業団の職員で構成する委員会を新たに開催する。

## V 救急医療情報センターの運営業務

全県ネットワークの山梨県救急医療情報システムは、県から運営業務の委託を受け実施している。

本年度も医師会、歯科医師会、医療機関、市町村及び関係機関等の協力を得ながら円滑な運営に努める。

また、「#7119」や「初期救急医療センター」等との連携や繁忙期の体制強化について、県と協議しながら進めていく。

## VI がん患者サポートセンターの運営業務

平成24年7月から山梨県より、日本対がん協会山梨県支部である事業団が運営業務の委託を受け実施している「山梨県がん患者サポートセンター」は、がん患者やその家族の悩みや不安の軽減に努めていくため、医師・保健師の医療面の相談に加え、がん経験者であるピア・サポーターによる心理面でのサポートや適切な情報提供を行い、がん患者の生活向上を目指して積極的な活動を行っていく。

また、月に1回実施している社会保険労務士による「がん治療」と「仕事」を両立するための就労支援を推進していく。